

別紙4 (Master's ONE CloudWAN の規定)

第1条 (本サービス規定の適用)

Master's ONE CloudWAN の規定は、基本サービスとしてサービスメニューMaster's ONE CloudWAN が提供される利用契約に対して適用されます。

第2条 (契約者情報の登録)

Master's ONE CloudWAN の利用には、利用規約第14条に定める契約者情報の登録が必要であり、当社は、契約者IDとして、コントロールパネルアカウント(ログインID及びパスワード)を付与します。

第3条 (利用IPアドレス)

契約者がMaster's ONE CloudWAN で利用出来るIPアドレスは、RFC1918で規定されるプライベートアドレス、もしくは社団法人日本ネットワークインフォメーションセンタ(JPNIC)等の機関から正規に割り当てられたグローバルアドレスに限ります。

第4条 (エッジ装置)

本サービスは、一つの基本サービス毎に当社設備として一つのエッジ装置を提供します。

2 エッジ装置は、当社の都合により、その種類を変更できるものとします。

3 本サービスを利用するには、契約者の用意するキャリアサービスにエッジ装置を利用することが必須となります

4 当社は契約者に対し、申込内容に応じてエッジ装置を契約者が指定した送付先に当社指定の手段にて送付、もしくは当社または当社の委託先が設置および設定を行います。また、本サービスの提供に必要な範囲で当社がエッジ装置の設定を変更することができるものとします。

5 契約者がエッジ装置を受領したことにより引き渡し完了したものとします。

6 当社からのエッジ装置に関する通知事項を機密情報として厳重に管理することとします。

第5条 (ファイバーラインサービス)

セキュアパッケージタイプでは、併せてファイバーラインサービスを利用することができます。この場合、ファイバーラインサービスは、「ファイバーライン利用規約」に基づき提供します。

第6条 (契約者が行う利用契約の解除)

本サービスの場合、契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し、解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める方法により通知するものとします。なお、契約解除の日は、次のとおりとなります。

	サービスプラン	契約解除の日
オーバーレイタイプ	スタンダードプラン	通知日翌日以降の指定日
	スタンダードプラン ワイヤレス	通知日翌日以降の指定日
	クラウドコネクタプラン	通知日翌日以降の指定日
セキュアパッケージタイプ	スタンダードプラン	通知日翌日以降の指定日
	スタンダードプラン ワイヤレスバックアップ	通知日翌日以降の指定日

	インターネットオフロードゲートウェイ ン	通知日の 12 営業日以降の指定 日
--	-------------------------	-----------------------

(1)スタンダードプランおよびセキュアパッケージ スタンダードプランでは契約者が利用契約の解除の通知を行った場合、契約者は、廃止日より 10 営業日以内に当社の指示に従い当社より提供している当社設備を原状に復したうえで、当社指定の方法により契約者の負担で返還するものとします。

(2)前項の期間内に、契約者が当社設備を当社に返還しない場合、当社は契約者に対して、損害金を請求し、契約者に譲渡することができるものとします。なお、この場合、当社設備を現状有姿での譲渡となり、当社は品質の保証、トラブル、第三者からの苦情を含む一切の責任を負わないものとします。

(3)利用契約は、契約者が当社設備を返還した日もしくは損害金を支払った日、または当社設備が譲渡された日に終了するものとします。

(4)前項の場合において、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第 7 条 (責任分界点)

利用規約第 5 条第 2 項に定める責任分界点は、次のとおりとなります。

(1) 加入者回線を当社名義で設置した場合

(i) 契約者のネットワーク内に当社がエッジ装置を送付または設置する場合、契約者のネットワーク内に設置したエッジ装置までとします。

(2) 加入者回線を契約者名義で設置した場合

(i) 契約者のネットワーク内に当社がエッジ装置を送付または設置する場合、当社が契約する IP 通信網で接続されるものとし、責任分界点は加入者回線を除く、当社が契約する IP 通信網接続点および契約者のネットワーク内に設置したエッジ装置の契約者ネットワーク側接続点までとします。

第 8 条 (技術的事項)

1 契約者は、当社から通知された情報を契約者の設置するネットワーク接続装置に設定するものとします。

2 当社の用意するエッジ装置のみを利用できるものとします。当社以外から提供された機器での接続はできません。

3 その他技術事項は WEB 掲載している「Master's ONE CloudWAN サポートサイト (<https://support.onewan.cloud/>)」内の技術マニュアル(技術仕様書、コントロールパネルマニュアル)の通りとします。

第 9 条 (マネジメントサービス)

各プランの規定は、次のとおりとなります。

(1) 設計代行プラン

(i) 本プランの内容は、当社が契約者にヒアリングを行い、ヒアリングで提供された情報に基づき、当社指定フォーマットの「ヒアリングシート」「ネットワーク設計書」「移行方針書」(以下「納品物」といいます。)を作成し、契約者に納品します。

(ii) 当社指定の「ヒアリングシート」「ネットワーク設計書」「移行方針書」の作成に必要な情報は、契約者の負担と責任で収集するものとし、当社は、当該情報の収集に関わる作業を実施しないものとします。また、契約者が提供する情報は、最新かつ正確であるものとし、当社は契約者から提供された情報の正確性、有用性等につい

て、確認、検証の義務その他何らの責任を負いません。

(iii) ヒアリングの回数は2回までとし、1回あたりの実施時間は1時間を目安とします。また、実施日時は、当社営業日の10:00から16:00までから、契約者と当社で別途調整の上、決定します。

(iv) ヒアリングには、契約者を訪問して行う形式（お客様宅内訪問型）とリモート会議にて実施する形式（ツール利用型）があり、契約者は申込時にいずれかの型を選択するものとします。なお、ツール利用型の場合、利用するWeb会議システムは当社が指定するものとし、契約者は当該Web会議システム利用に必要な環境を自ら用意するものとします。

(v) 本プランでの納品物の納品は、契約者が申込時に指定した電子メールアドレスに電子ファイルで送信することにより行います。契約者は納品物を受領した場合には、直ちに、員数の過不足やデータの欠損がないか検査を行い、過不足、欠損がある場合には、2営業日以内に当社に電子メールで通知するものとします。当該通知がない場合は、納品が完了したものとみなします。なお、納品完了後の納品物の更新は実施しないものとします。

(vi) 本プランにおける当社の責任は、納品物を善良なる管理者の注意をもって作成することおよび(V)に定める納品物の納品に限られるものとし、当社は、かかる遂行がなされた限り、納品物に基づく本サービスの設定、移行等の完了を保証するものではないものとします。契約者のシステムにて影響があった場合でも、予見可能性の有無を問わず、当社はいかなる責任も負いません。

(2) コントロールパネル設定トレーニングプラン

(i) 本プランは、WEB掲載している「Master' sONE CloudWAN サポートサイト」の技術仕様書、コントロールパネルマニュアルに基づき、契約者にコントロールパネル操作説明、及びそのトレーニングを実施します。

(ii) 本プランは、トレーニング1回につき、1つの申込が必要であり、1回のトレーニングは、最大2時間までとなります。実施日時は、当社営業日の10:00から16:00までから、契約者と当社で別途調整の上、決定します。

(iii) トレーニングには、契約者を訪問して行う形式（お客様宅内訪問型）とリモート会議にて実施する形式（ツール利用型）があり、契約者は申込時にいずれかの型を選択するものとします。なお、ツール利用型の場合、利用するWeb会議システムは当社が指定するものとし、契約者は当該Web会議システム利用に必要な環境を自ら用意するものとします。

(iv) 本プランにおける当社の責任は、(i)に定めるトレーニングの実施に限られるものとし、トレーニング内容の契約者に対する適合性、契約者の習熟度その他すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をなさないものとします。

(3) コントロールパネル設定投入代行プラン

(i) 本プランは、契約者から提出される当社指定フォーマットの「ヒアリングシート」に基づき、拠点申込に必要な情報、及び設定情報をコントロールパネルへ入力代行するまでとします。

(ii) 当社は、ヒアリングシート記載内容に入力代行に支障を生じるような明白な不備、または不明点がある場合には、契約者にヒアリングシートの内容を確認できるものとし、契約者は速やかに回答するものとします。

(iii) 当社からの作業は、リモートアクセスでの作業となります。作業の実施日時は、当社営業日の10:00から16:00までから、契約者と当社で別途調整の上、決定します。

(iv) 当社は契約者から提供された情報の正確性、有用性等について、確認、検証の義務その他何らの責任を負いません。

(v) 本プランにおける当社の責任は、ヒアリングシートの内容をコントロールパネルに入力することに限られるものとします。入力に誤りがあった場合には、契約者からの申告に基づき修正を行います。また、入力誤りにより本サービスが利用できなかった場合には、契約者の申告が当社に到着した時刻から刻から起算して、24時間以上その状態

が連続したときに限り、利用規約第 61 条（責任の制限）第 5 項に基づき、損害を賠償するものとします。